

まちづくり メールニュース

Vol. 270

(R01.9.4)

北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、
まちづくり相談窓口(メールはこちら)まで **※配信希望も随時受け付けております。**

今号の記事

…各記事のタイトルをクリックすると、記事掲載ページへジャンプします

- 9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」、9月は「屋外広告物クリーン強調月間」(北海道)です!
- 「歴まち法」「歴まち計画」って何だろう?
- 10/5(土)開催、「2019年度 日本造園学会北海道支部大会」のご案内

【その他(お知らせ等)】

【施策紹介】

【会議・セミナー・シンポジウム】

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」、 9月は「屋外広告物クリーン強調月間」(北海道)です!

「屋外広告物適正化旬間」とは

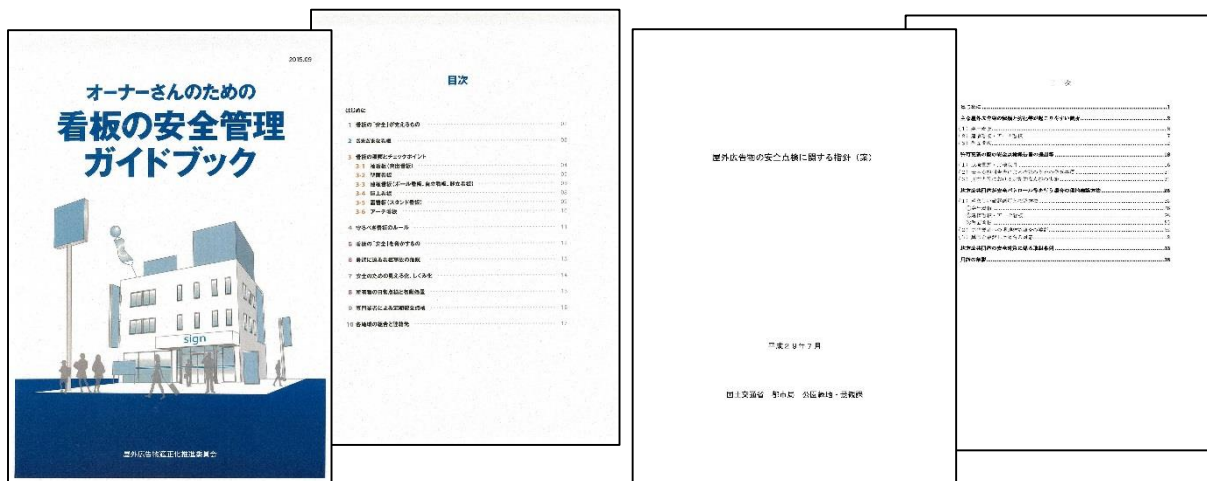
平成16年に景観法の制定、屋外広告物法の改正等が行われ、各地で良好な景観の形成に向けた取組が進展しているところです。一方で、屋外広告物については依然として景観との調和を欠いたものが見受けられます。

屋外広告物の適正化については、地方公共団体において様々な取組が独自に行われていますが、国としても全国の企業や国民に対し、意識啓発を図ることを目的とし、平成22年度より9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」として設定しました。

当該旬間を中心として、全国において、関係団体とも連携し屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物に対する国民や企業の意識啓発等を推進します。

※令和元年度の取組内容(イベント等の開催予定)は [国土交通省HP](#) をご参照ください。

その他にも、国土交通省では、屋外広告物の安全管理や魅力ある屋外広告物を推進すべく、「**オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック**」(平成27年9月)を作成したり、地方公共団体の屋外広告物担当者が安全対策を推進する際の参考資料として活用できるよう、「**屋外広告物の安全点検に関する指針(案)**」(平成29年7月)をとりまとめておりますので、屋外広告物適正化の推進にあたってご活用ください。



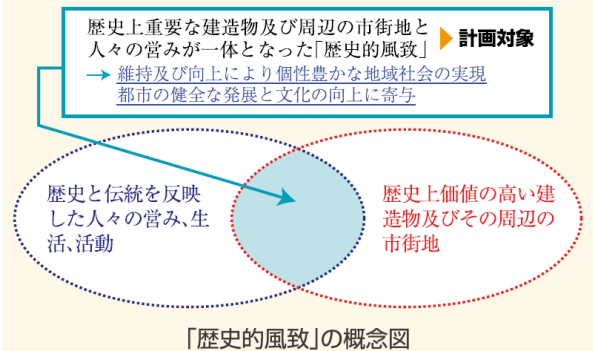
※上記ガイドブック及び指針(案)は [国土交通省HP](#) をご参照ください。

「歴まち法」「歴まち計画」って何だろう？

我が国のまちには、城、神社、仏閣、その周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たずまいを醸し出しています。このような良好な環境（歴史的風致）を維持・向上させ後世に継承するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、通称「歴史まちづくり法」（歴まち法）が平成20年11月4日に施行されました。

歴史的風致とは

○法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されており、「ハードとしての建造物」と「ソフトとしての人々の活動」を合わせた概念です。



歴史的風致維持向上計画の作成・認定について

○法第5条において、「市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる」とされています。

※同計画は通称、「歴史まちづくり計画」（歴まち計画）とも呼ばれています。

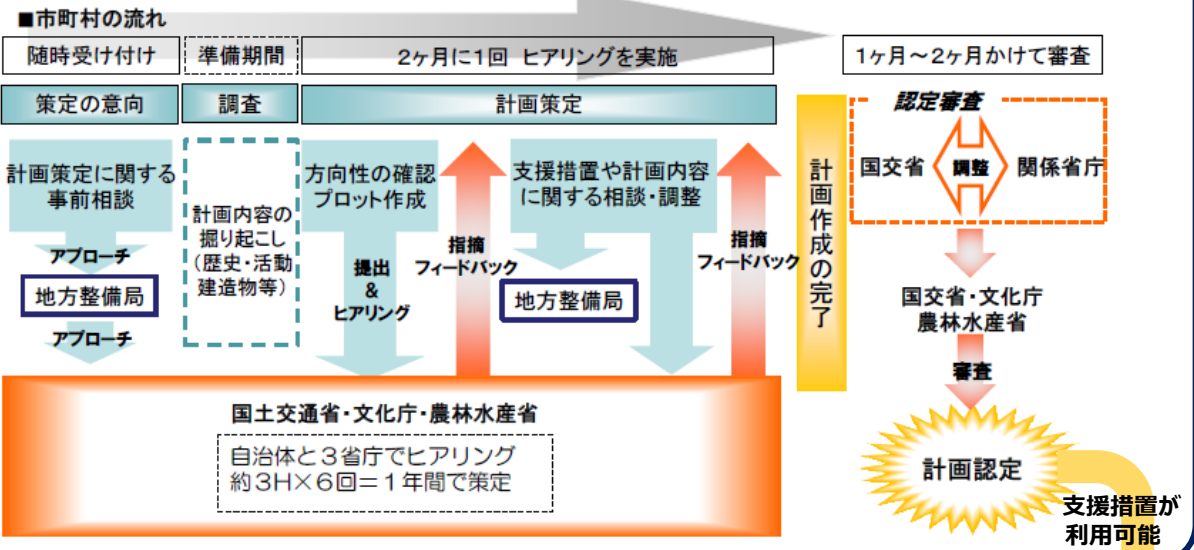
【歴史的風致維持向上計画のイメージ】

- 歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるため、核となる国指定文化財とそれと一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地を重点区域に設定。
- 景観施策とも連携しながら、計画期間（概ね5～10年）中のハード・ソフト両面の取組を位置付け。



歴史的風致維持向上計画の認定の流れ

○歴まち計画策定の過程で国土交通省・文化庁・農林水産省の3省庁によるヒアリングを実施し、自治体からの相談に対する助言や、計画策定に係る様々なアドバイスを行っています。



令和元年6月末現在、**全国78市町村**において歴史的風致維持向上計画が認定されており、また、**認定意向のある市町村が全国55市町村**（うち事前相談中12市町）となっています。

認定歴史的風致維持向上計画に対する主な支援措置

①社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

②社会資本整備総合交付金 (都市公園等事業)

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

③社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備を基幹事業に追加

④歴史的風致活用国際観光支援事業

- 広域観光周遊ルート形成する歴まち計画認定都市における受入環境整備を総合的に支援
- 案内板等の多言語化、体験プログラム開発などが補助対象

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

- 観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上を支援
- 歴史的なまちなみを阻害する建築物等の改修・除却が補助対象



※詳細については [国土交通省HP](#) をご覧ください。「歴史まちづくり法パンフレット」「歴史まちづくり法の概要と取組状況及びその効果」など参考資料も掲載しております。

10/5 (土) 開催 「2019年度 日本造園学会北海道支部大会」のご案内

公益社団法人日本造園学会北海道支部は、10月5日(土)に「2019年度 日本造園学会北海道支部大会」を開催します。

当日午後には、シンポジウム「グリーンインフラとしての身近な緑」(一般公開・参加費無料、事前申し込み不要)も開催されますので、是非ご参加ください。

【2019年度 日本造園学会 北海道支部大会】

◆ 2019年10月5日(土)

場所：北海道大学農学部(札幌市北区北9条西9丁目)

09:15 受付開始
09:45 - 11:50 研究・事例 口頭発表 ※
12:00 - 13:00 研究・事例 ポスター発表 ※

14:00 - 14:30 北海道支部総会

14:30 - 15:00 日本造園学会賞(事業・マネジメント部門)受賞者講演 ※
NPO法人ガーデンアイランド北海道 理事・事務局長 有山 忠男 氏
「ガーデンアイランド北海道の取り組み」

15:00 - 17:30 シンポジウム「グリーンインフラとしての身近な緑」 ※
基調講演：山下 三平 氏(九州産業大学建築都市工学部)
特別講演：福岡 孝則 氏(東京農業大学地域環境科学部)
事例報告1：河岸 茂樹 氏(横浜市環境創造局)
事例報告2：中林 光司 氏(札幌市建設局)
全体討議：山下 三平 氏、福岡 孝則 氏、河岸 茂樹 氏、中林 光司 氏、
太田 広 氏(日本造園学会北海道支部長/寒地土木研究所)
松島 肇 氏(コーディネーター/北海道大学)

18:00 - 20:00 交流会 北海道大学中央食堂2階ホール
※造園CPD(申請中)

◆ 参加費：午前の研究・事例報告会 2,000円(学生無料)
午後の講演・シンポジウム 一般公開・無料
交流会費：4,000円(学生2,000円)



◇研究・事例報告(口頭・ポスター)、交流会に関しては事前登録が必要です。

締め切り日

【口頭発表】：8月2日(金)17時(申し込み)、8月30日(金)17時(要旨、登録整理票)

【ポスター発表】：8月30日(金)17時(要約)、ポスターは指定時刻に掲示

■交流会参加申込：9月20日(金)正午まで

※申し込み先等、詳細については [日本造園学会北海道支部HP](#) をご覧ください。